

# 会 議 報 告

区 分	内 容
会 議 名	令和7年度第1回こどものまち前橋有識者会議
日 時	令和7年4月28日（月） 10:00～12:10
場 所	前橋市保健センター4階 集団指導室
出 席 者	<p>【委員】13名            森座長、田中職務代理者、田村委員、守山委員、鳥島委員、塚本委員、木暮委員、横澤委員、石川委員、高橋委員、本間委員、佐藤委員、栗田委員</p> <p>【事務局】            望月こども未来部長            こども政策課：佐藤課長、小暮副参事、齋藤副主幹、奈良主任、野村主任            こども支援課：浜名課長            こども施設課：山口課長、一木副参事            教育委員会事務局総務課：霜田課長補佐</p>
欠 席 者	5名 青木委員、戸所委員、都丸委員、中村委員、大本委員
傍 聴 者	なし
議 題 等	<p>○議題            （報告事項）            （1）これまでの取組概要            （2）前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査結果            （3）こども施策連携チームズの活動状況</p> <p>（審議事項）            （1）こども基本条例の素案            （2）こども計画の策定方針</p>
結 果	<p>（審議事項）            次のとおり委員の承認を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月12日までに各委員が意見等を事務局に提出する。</li> <li>・事務局が意見を集約し、座長と職務代理者がその取扱いと対応を決める。</li> <li>・結果を各委員に通知する。</li> <li>・こども計画の策定方針については、スケジュールも含め、案のとおり承認された。</li> </ul>
内 容	<p><b>1 開会（こども政策課）</b>  <b>2 議題（進行：森座長）</b></p>

議題の報告事項（１）～（３）についてこども政策課より説明を行った後、質疑応答を行った。その後、審議事項（１）～（２）についてこども政策課より説明を行い、各説明後に審議を行った。

### **（報告事項）**

#### **（１）これまでの取組概要**

- ・こども基本条例の制定、こども計画の策定に向けてこれまで取り組んできた経過について、関係する会議等の開催状況やこども等からの意見聴取の実施状況などを含め説明した。

#### **（２）前橋市少子化対策等に関する市民アンケート調査結果**

- ・令和６年１０月～１２月にかけて９つの属性を対象に実施したアンケート調査結果概要について、国及び県が実施したアンケート結果との比較を行いながら本市の状況を説明した。

#### **（３）こども施策連携チームズの活動状況**

- ・庁内に設置したこども施策連携チームズの令和６年度の各チームの活動成果及び連携状況を説明した。

### **（審議事項）**

#### **（１）こども基本条例の素案**

次の事項を説明した。

- ・基本方針を受け、ワークショップ等でこどもの意見を聴き、庁内WGで検討を重ね、条例素案がまとまった。
- ・条例の形式については、ですます調をベースに検討を行い、できるだけわかりやすい条例としたい。
- ・前文については、５月～６月にかけてこどもを対象としたワークショップを開催して、こどもたちの意見を聞きながら一緒に作成していく。
- ・条例におけるこどもの定義は、児童の権利に関する条約と同様に原則１８歳未満とする。
- ・こどもの権利の日を定め、こども基本条例の周知と啓発を図っていく。日にちについては、素案では国連のこどもの権利条約採択日である１１月２０日としているが、こどもの意見を聞いて定める。
- ・こどもの権利救済規定については、担う体制等の検討を更に行う必要がある、制定時の条例案には含めないこととした。まずは、既存の相談窓口の周知等をしつつ、こどもが相談し易い環境整備を優先して行っていく。
- ・条例の素案について、本日から２週間ほど、委員から意見をいただく期間を設ける。
- ・６月中に条例素案の内容を固め、７月頃にパブリックコメントを実施し、

	<p>1 1月末に開会予定の第4回定例市議会に議案として提出し、令和8年4月施行としたい。</p> <p><b>(2) こども計画の策定方針</b></p> <p>次の事項を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども計画は、国のこども大綱及び県のぐんまこどもビジョン2025を勘案して策定する。</li> <li>・こども計画の位置づけについては、本市のこども分野の総合的な計画として、関連する計画と相互に連携・補完する計画とする。既存のこども関連の計画を束ね直し、これまで本市で策定されていなかった計画を新たに包含して策定する。</li> <li>・こどもに加え、若者、子育ての当事者を含む内容として、こども、若者を権利の主体として認識し、権利を保障しながら、こども、若者の最善の利益を図る。こどもから若者、子育ての当事者に至るまで、ライフステージに応じて切れ目なく支援を行う。こども、若者、子育ての当事者を社会・地域全体で支える環境づくりを行う。これらの観点で内容を検討していく。</li> <li>・計画の期間は、こども計画に包含される第3期前橋市子ども・子育て支援事業計画の終期にあわせて令和8年度から令和11年度までの4年間とする。</li> <li>・こども計画の対象は、「こども」はこども基本条例と合わせ概ね18歳未満とし、「若者」は18歳から概ね30歳未満とするが、年齢の区分により必要な支援が途切れないようにする。</li> <li>・具体的な内容を表す案については、今後作成する骨子案にて示す。</li> <li>・こども計画では、市としてこどもの権利の保障に力を入れ、具体的な施策に取り組んでいくことを示していく。</li> <li>・計画策定の推進体制について、引き続き、各会議における検討、ワークショップ等による意見聴取などを行いながら進める。</li> <li>・通常版、概要版、やさしい版を策定する。</li> <li>・令和7年度の上半期に骨子案、素案を作成、下半期にパブリックコメントなどの意見聴取を行い、3月に成文を決定し、令和8年4月から計画がスタートする。</li> </ul> <p><b>3 閉会（こども政策課）</b></p>
<p>主な意見、感想など</p>	<p><b>(森座長)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所内におけるこども施策連携状況が、チームズという取組によって見える化された点は、とても良いと感じた。</li> <li>・アンケート結果から導き出された視点として、育児休業取得率を含め、制度などを利用する市民の満足度が大事だと考える。</li> </ul>

- ・過去に少子化等による原因で消えてしまう可能性がある自治体として豊島区が挙げられ、少子化及び子育て対策を重点的に対応した結果、存続が可能になったという事例がある。前橋市にも参考になるのではないか。
- ・孤立し、孤独に行う「孤育て」を防ぎ、社会・地域全体で行う「子育て」の対応を進めていくことが重要である。
- ・前橋市の特徴として、こども基本条例及びこども計画が同時に策定されることで、相乗効果によって、こどもの権利がより良い方法で周知及び施行されていくと思う。
- ・こどもの年齢の定義について、こども基本条例とこども計画の差異を伺いたい。

#### ⇒（こども政策課）

条例では「こども」の定義を「18歳未満とこれらの人と同様に権利を持つことが適当だと認める人」としている。こども計画においても、「こども」は条例と合わせて概ね18歳未満と規定する予定であるが、計画の内容には、18歳未満に限らず幅広い年代を対象に行う施策を盛り込む予定である。

#### （田村委員）

- ・こども基本条例の素案において、こどもの権利を保障するための保護者の役割に「こどもの人格と尊厳を尊重し、愛情を持って育てる」とあるが、日々の子育ての中で欠如していたと気付いた。文字にすることで再認識でき、自分を見つめ直せると思う。
- ・こどもの役割において、「権利」を正しく理解し、わがままとは違うことをわかりやすくこどもに示して欲しい。
- ・前橋東部に住んでいるが、例えば、こどもの習い事の送迎などで、前橋の中心部とは利便性が異なると感じる。こども計画では地域差のない支援が取り上げられると良い。

#### （守山委員）

- ・アンケート調査にあった自己肯定感についてだが、こどもが保護者から愛されていると感じることが重要であり、親子の関係も自己肯定感に関わっていると考ええる。
- ・理想より予定のこどもの人数が少なくなる理由として、「子育てや教育にお金がかかる」がアンケート調査において最も回答が多かったが、その通りだと考える。物価高で経済的な負担が大きくなっているため、めぶくアプリ等を活用した子育て世帯への生活費補助の支援があると良い。

#### （鳥島委員）

- ・こども計画において、概要版（やさしい版）の作成は非常に良い。

- 市民の誰もがわかりやすく読めるよう、重点的に作成して欲しい。
- ・周知において、検討経過も含め市の広報でPRしていくことが重要である。

#### **(塚本委員)**

- ・こども基本条例の素案で、こどもの権利の日を定め、周知・啓発を行うとのことであったが、自治会では10月周辺でのイベント追加は多忙で難しい。イベント開催依頼を行うのであれば教育委員会とよく検討して欲しい。

#### **⇒ (こども政策課)**

基本的には市が中心となりイベントを主催することを考えている。

学校等については、人権やこどもの権利について、可能なカリキュラムの中で取り組んでもらうことを教育委員会と協議していく予定である。

#### **(木暮委員)**

- ・アンケート調査結果において、こどもの権利条約の認知度が高かったことに関して嬉しく思う。
- ・アンケート結果で若者が結婚しない理由として、「出会いの場がない」と挙げられているが、こども計画の中に若者が含まれていることから、若者の日を定めて出会いのイベント等を開催することにより、将来的にこどもを授かる流れができれば良い。
- ・条例でこどもの権利の日を設定するにあたり、こどもの権利の啓発活動を行うかと思うが、具体的な考えがあれば伺いたい。

#### **⇒ (こども政策課)**

具体的な内容は今後検討していくが、こどもの権利や条例の認識が広がるイベントを考えていきたい。

#### **(横澤委員)**

- ・条例や計画の今後の啓発活動において、障害児相談支援事業所のイベント等を活用して、協力できることをしていきたい。
- ・これまでの取組概要の中で特別支援学校等での意見聴取を実施した報告があったが、声を聞かれにくいこどもの保護者の意見も機会があれば意見聴取を行って欲しい。

#### **(石川委員)**

- ・こども基本条例の第9条において、こどもの役割が「こどもの権利について学び、理解を深め、権利を正しく行使すること。」とあるが、これに対しこどもの権利を教え、理解を深める場を提供する役割を担う者が規定されていないため、条例に記載があっても良いのではないかと思う。

### **(高橋委員)**

- ・ 幼児教育施設や保育施設において、改めてこどもの権利を考えながら保育を行っていかなければならないと思う。そのような中で本市にこども基本条例が制定されるのは良いことである。
- ・ 保育の場でも子どもたちに、こどもの権利に繋がるような言葉掛けをしている。その後、小学校、中学校、高校と段階的にこどもの権利を学べる場が保障されることが重要である。
- ・ 条例制定後に改正を検討する必要がある場合もあると思うが、取組状況の評価を行う方法や条例の改正手順等が条例の中にあっても良いのではないかと思う。

### **(本間委員)**

- ・ 中学生の自己肯定感が低いのは思春期で自分に対して自信がない年頃であるということも、今回のアンケート結果に繋がったのではないか。大人が褒める機会が少ないため、学校では先生達が具体的に子どもたちの良いところを褒めるよう取り組んでいる。しかし、子どもたちは学校の先生よりも地域の方々に褒められる方がより自己有用感が高まるため、ボランティアや職場体験で子どもたちが褒められることが大切である。
- ・ こどもの権利救済に関してだが、市は児童虐待等の子どもたちを救う会議等も行っており、まずは市の既存の取組を市民に知ってもらうことも重要である。
- ・ 条例素案の第5条から第8条までにおいて、言葉の最後の「～させる」、「～する」という主体が異なっている部分があるが、主体を統一させるかまたは意図があるのであれば、わかるように表現することが大切である。

### **(佐藤委員)**

- ・ 条例の中で、こども計画についての表記があっても良いのではないか。条例素案では「こども」は原則18歳未満と定義しているが、こども計画の根拠であるこども基本法では、「心身の発達の過程にある者」と定義されている。こうした点を踏まえ、条例の中で条例と計画の関連が分かるような表記があると良いと思った。
- ・ 条例第1条は、こどもの権利条約に基づいて作成していることがよくわかる表現だと思うが、「こどもの権利」という言葉が多用されており日本語として少し練れていないと感じる。
- ・ 資料2のアンケート結果において、子どもたちの生活満足度はかなり高いが、自己肯定感や幸福感は低いといった結果への対応に難しさを感じた。自己肯定感や幸福感は、他人及び社会との関わり合いにおいて、こどもの意識の中に出てくる。アンケート結果から子どもたちへの支援内容を検討していくと思うが、詳細が決まっていれば伺いたい。

⇒（こども政策課）

本市の調査結果は、全国的な調査と傾向としては同じであるが、本市の方がやや低い結果であった。このことをよく確認して、具体的な支援内容を検討していくこととしたい。

（佐藤委員）

- ・ 条例の素案についてだが、条数が多いため、見た目の構造化をした方が良いのではないか。内容を確認すると、第1条から第4条までは総則的、第5条から第8条まで権利、第9条から第14条は役割、最後に、こどもの意見表明と参画と構造化されている。

⇒（こども政策課）

章を設ける方法があるため、検討したい。

（栗田委員）

- ・ 基本条例について、第9条はすべて削除すべきである。こどもの権利をうたって定める条例であり、義務を定めるものではない。また、権利は基本的に無条件で認められるものであって、この条例における権利の主体はこどもであり、それに対して義務の担い手が大人である。よって、こどもについて義務を定めるというのは異点で間違っている。
- ・ 「こどもはこどもの権利の保障を受けるにあたり、次の役割を担います。」と、義務が権利を受ける交換条件になっている。権利について学び、理解を深めることはこどもが行うことであるが、そのような場を提供し、発達の段階に応じて適切な権利に関する学習を提供する大人側に重要な責務がある。
- ・ 条例第9条第1号について、「権利を正しく行使する」という言葉があるが、正しさを誰が判断するのか疑問に思う。
- ・ 資料4の他自治体との比較において、「責務」欄の「こども」に丸が付いていない自治体がほとんどであるが、それはこどもの権利を守るための条例のため、こどもに責務を負わせていない理由からである。

⇒（本間委員）

この条例によりこどもが「権利」と「わがまま」を混同しないか心配である。

⇒（栗田委員）

市民からも、こどもがわがままになったらどうするのかといった意見が挙がると思われるが、その視点自体を変えるべきである。学校においても条例を学ぶ際に同じような意見が出て衝突するとは思いますが、その中で話し合う調整が当然必要になってくる。

（栗田委員）

- ・ 条例制定後に評価を検討する組織の体制を整えておくべきだと思う。

（田中職務代理者）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0歳児から5歳児においてはこの条例を読むことができず、保護者や大人がこどもの権利を代弁して、こどもに伝えていく必要があることを保護者や地域の方、大人にも伝えて欲しい。</li> <li>・ こども計画においては若者が含まれることで幅広くなっているが、乳幼児時期から若者までこども計画を実施し続けていくことが重要である。</li> <li>・ この条例及び計画を策定することにより、大人はこどもが言えない意見を代弁する責務を受ける側になることも考慮しながら、条例や計画を策定して欲しい。</li> </ul>
<p>審議及び閉会</p>	<p><b>(審議)</b></p> <p><b>(森座長)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来であれば審議事項については本会議において、拍手等で承認を得る流れになると思うが、特に条例案については様々な意見が出たためこの場で承認を得ることが難しいと考える。よって、この場で出た意見及び後日用紙にて提出された意見を、事務局で集約していただきたい。その結果を、座長と田中職務代理者で確認し、その後の対応を決めて委員に知らせることとしたい。</li> </ul> <p>(委員からの意見の取り扱いについて、座長、職務代理者に一任することに対し、承認を得た。)</p> <p><b>3 閉会 (こども政策課)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見については、5月12日までにこども政策課宛に送付願いたい。</li> </ul>